

審査基準及び標準処理期間

令和4年4月1日作成

法令等名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業等適正化法」という。）
根拠条項	第31条の22
処分の概要	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>1 基準 風俗営業等適正化法 第31条の23において準用する第4条第1項 風俗営業等適正化法施行令 第2条第2項（特定遊興飲食店営業の許可に 風俗営業等適正化法施行規則 第6条第1項（暴力的不法行為その他の罪に （許可申請書の提出））） 第7条第1項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第2項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第3項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第4項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第5項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第6項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第7項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第8項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第9項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第10項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第11項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第12項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第13項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第14項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第15項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第16項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第17項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第18項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第19項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第20項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第21項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第22項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第23項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第24項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第25項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第26項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第27項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第28項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第29項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第30項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第31項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第32項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第33項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第34項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第35項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第36項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第37項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第38項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第39項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第40項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第41項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第42項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第43項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第44項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第45項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第46項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第47項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第48項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第49項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第50項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第51項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第52項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第53項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第54項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第55項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第56項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第57項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第58項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第59項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第60項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第61項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第62項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第63項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第64項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第65項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第66項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第67項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第68項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第69項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第70項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第71項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第72項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第73項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第74項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第75項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第76項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第77項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第78項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第79項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第80項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第81項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第82項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第83項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第84項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第85項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第86項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第87項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第88項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第89項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第90項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第91項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第92項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第93項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第94項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第95項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第96項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第97項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第98項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第99項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出）） 第7条第100項（特定遊興飲食店営業の許可申請書の提出））</p> <p>2 関係規定 風俗営業等適正化法 第31条の23において準用する第5条第1項 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府 令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申 請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則 第1条（許可申請書の提出）</p>
審査基準	<p>1 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等か ら判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれ がある者として認められる者という。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲 げるものをいう。 2 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第2項第3号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任してい ない場合、選任者として選任した者が法定要件を満たしていない 場合、選任者として選任した者が当該営業所に勤務することが到底期待でき ない場合等である。</p>
標準処理期間	別紙のとおり。
申請先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
問い合わせ先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
備考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律等の解釈運用基準」（令和4年4月1日警察庁生活安全局） 第12及び第24を参照すること。